

横浜市立東山田小学校スクールゾーン・防犯対策協議会規約

第1章 名称および事務所

第1条 本会は、横浜市立東山田小学校スクールゾーン・防犯対策協議会という。

第2条 事務所を横浜市立東山田小学校に置く。

第2章 目的および活動

第3条 本会は、横浜市立東山田小学校を中心とする、おおむね半径500メートルの学区内において、子どもの通学路の安全確保と、地域住民に交通安全思想の周知徹底をはかり、正しい交通ルールの実践を習慣づけ、運転者、交通関係者の自覚と協力のもとに交通事故防止に徹底をはかることを目的とするとともに、子どもの安全のために必要な防犯活動を行うものとする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、たえず行政機関の協力および連絡を密にして、次の活動を行う。

- 1.地域内の交通安全に関する点検などを行う。
- 2.地域内の交通安全上必要と認められる施設の設置、規制に関する要望などについて 陳情活動をする。
- 3.児童および地域住民に交通安全の啓発を行う。
- 4.パトロール活動、その他の防犯活動。

第3章 役員および委員

第5条 本会の役員および委員は次のとおりとする。

会長 1名

副会長 2名

委員 若干名

第6条 会長・副会長は PTA 役員、委員は校長・副校長・各町内会会長・交通安全協会会員ならび、この会に協力的な個人または団体などの代表者とする。

第7条 役員および委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第4章 会計

第8条 本会の運営に必要な経費は、助成金および寄付金をもって充てる。

第5章 運営委員会

第9条 運営委員会の構成は、役員および委員をもって構成し、会長が必要に応じて召集する。

第10条 運営委員は各委員会より提案された事項を協議する。

第6章 細則

第11条 本会の運営上必要事項が生じた場合は、役員会および委員会において決めることができる。

附則

この規約は、平成13年4月1日より施行する。

平成18年4月1日一部改正

平成22年4月28日一部改正